

變法運動と京師大學堂

深 澤 秀 男

はじめに

- 一 京師大學堂の創設
- 二 京師大學堂の機能
- 三 京師大學堂の組織
- 四 京師大學堂の意義
おわりに

はじめに

本小論においては、變法運動における學堂の役割の事例の一つとして京師大學堂の場合を取り上げる。

京師大學堂は、戊戌の年に成立を見るが、その設置の歴史的経緯、また設置の意圖、その機能、その組織、その意義等を明らかにし、その後の發展についても展望して置きたい。

以下順を追って述べて行くこととする。

一 京師大學堂の創設

京師大學堂については、諸先學の論文があるが、^①まだ一八九八年當時の内容實態については、あまり精しく觸れられて

いないので明らかにして行きたい。

最初に京師大學堂創設の經過について觸れ、つぎにその設立意圖、設立年代、設立場所などについて述べて行く。
まず、京師大學堂の創設についてであるが、京師大學堂は、中國在來の國子監の制度や書院および同文館の影響を受けているので、それから述べて行く。

京師大學堂章程第六章、設官例第一節から第三節までにおいて、後述もするように京師大學堂の設管大臣が管國子監事務大臣の職に、總教習が國子監祭酒、司業の職に、分教習が翰林院五經博士、國子監助教の職になぞらえており、京師大學堂が國子監の影響を受けていることが知られる。^④

また、光緒二十四年五月二十二日の上諭によれば、大小の書院を各種の學堂に替えることが述べられている。すなわち「各省府州縣の現にある大小の書院を一律に改めて中學西學を兼習する學校とし、學校の等級については省會の大書院は高等部とし、郡城の書院は中等學とし、州縣の書院は小學となし、皆京師大學堂章程を分けて、それに照して運營させる。……」^⑤

とあり、書院を學堂に改め、各學堂に京師大學堂章程を與え、京師大學堂にならって各學堂の運營をさせようとしていることが知られる。

ついで、京師大學堂章程第三章第五節に見られる膏火銀の處遇については後述もするように同文館の例にならっている。^④ また同章程第五章の聘用教習例も同文館の場合を参考にしている。^⑤

さらに、同文館の館長W・A・P・マーティンが京師大學堂の總教習に選ばれていることから^⑥、同文館と京師大學堂の關係の深さを思わせるが、一九〇一年京師大學堂が同文館を繼承、大學堂に譯學館を置くこととなった。^⑦

つぎに、北京強學會が禁止されそれが官書局となり、京師大學堂の附屬施設となるので、その點も含めて、京師大學堂の創設の經過を見て行く。すなわち孫家鼐は、北京強學會の禁止後、光緒帝と會見して次のように述べている。

丙申（光緒二十二年）正月に……孫家鼐は、強學會の利有りて弊なきの説を密かに光緒帝にのべたが、光緒帝はたやすくそれを聞き入れ、官書局の設立をゆるし同文館の前例にならって總理衙門に所屬せしめた。

そこで大臣を通して、人員を派し、管理するよう旨を請うたが、孫家鼐を派して管理せしめる旨の上諭があった。^⑧すなわち、これによれば、北京強學會が官書局に替えられ、その管理が孫家鼐にゆだねられていることが知られる。

ついで李端棻が上奏して、官書局によって人材の出てくることまたこれを擴充して北京からはじめて各省府州縣に皆學堂を設け、省には、省學、北京には、京師大學堂を作することを請うているが、その中で京師大學堂については、次のように述べている。

「京師大學堂には、官吏に選ばれた者や、國子監在學の貢生のうち三十才以下の者を入學させ、京官で學ぶことを願っている者はこれを聽く。大學の課程は一つは省學の如くであるが、これに專精を加えて、各一門を執り、その業を遷さず三年をもつて期と爲す」^⑨

とあり、その意圖が知られる。

さらに、總理衙門が京師大學堂は、管理官書局大臣により辦理されるよう覆奏している。^⑩ ついで、孫家鼐が議覆開辦京師大學摺を上奏して次のように述べている。すなわち、

「京師に學堂を建てることをはかった大體の情況について上奏し、……皇帝の御鑑識を仰祈する。……臣は本年の正月總理衙門の原奏を査して、官書局を立てることを請うたが、もともと學舎を建設すべきであるという説があり、臣は命を奉じて書局を管理し、開辦章程を上奏し學堂を設立し敎習を延請することを擬したが、これは學堂の議論であり、……官書局においても内を分つて應に辦すべき事である。……」^⑪

とあり、京師大學堂の必要を述べている。

ついで歐米諸國の人材の輩出を大學堂の設立に求めており、中國においても以下六つの點を留意して大學を設立するこ

とを述べている。それによれば、まず第一に大學設立の宗旨が先ず定められなければならないことが述べられ、京師大學は、中學をもって體となし、西學を用としなければならぬと述べている。第二には、學堂は宜しく造らるべき事が述べられ、第三には、學問が分科さるべきこと、第四には教習が求めらるべきこと、第五には生徒が慎重に選ばるべきこと、第六には大學堂出身者は推し廣めらるべきことが述べられている。^⑬

ついで四月二十三日の變法國是の上諭によれば、

「數年以來中外の臣達は時務を講求することを主としている。ちかごろ詔書がたびたび下り、特科を開き、冗兵を裁ち、武科制度を改め、大小の學堂を立てることは、皆再三の審定を経てこれをはかり、熟すればはじめて議して施行する。……」

京師大學堂は各行省の倡と爲すべきである。まず最初に舉辦して、軍機大臣、總理各國事務王大臣が會同してやうんじて速に議して奏すべきである。^⑭」

と述べられており、改革の中心の一つとなる京師大學堂の重要性が知られる。

また、五月八日の上諭においても、

「……京師大學堂は各行省の倡と爲すべきであり、特に諭旨を下す。軍機大臣、總理各國事務王大臣をして會同議奏せしめて、すなわち迅速に覆奏すべきであり、稍も遅延してはならない……」^⑮

と述べられており、京師大學堂の速みやかな着手が命ぜられている。

また五月十五日の上諭によれば、

「……孫家鼐を派して大學堂事務を管理し、各員を辦事せしむ……もとより設けられている官書局と新設の譯書局は均しく大學堂に併入して管理大臣によって、督率、辦理される。……」^⑯

とあり、孫家鼐が、大學の事務の管理、附屬施設の官書局、譯書局の管理をまかされていることが知られる。

また同日の上諭によれば、梁啓超が譯書局の事務の辦理を命ぜられている。^⑤
さらに同日出された總理衙門の「邊籌開辦京師大學堂摺」によれば、

「……中國はまさに更新の始めであつて、北京は首善の基をなすのでここに大きな手本を創めんとするのであり、規模は宏遠で條理は詳備であつて、始めて見聞をたかめ人材を育てることができる。臣等は、仰いで聖意を體し、廣く良法を集め、捐益を斟酌し、章程を草定した。規模もおおむねそなわり、その要義をあげれば四點となる。第一には、寛く經費をはかることであり、第二には、宏く學舎を建てることであり、第三には、慎しんで管學大臣を選ぶことであり、第四には、選んで總教習を派することである。……」^⑥

と述べられており、京師大學堂設立の意圖規模などが多少うかがわれる。

ついでマーティンが京師大學堂に任命されているが、マーティンによれば、

「一八九八年日本の手で負かされることによって教えられた皇帝は、國家教育制度の完全な改革を決心した。それは百人ぐらゐの通譯者や隨行員の西洋の科學知識に決して限定されないものであつた。帝國の最高の學者が、國力の源泉に接近することを許されねばならないものであつた。大學は五百萬兩で首都に創立され、筆者（マーティン）は皇帝の布告によつて學長に任命された。又皇帝の布告により私は、中國の九段階の官僚の一つで私にとって最高の位を授けられた」^⑦

と述べられており、マーティンが總教習になつた事情が伺われる。

また中國側の史料によれば、光緒二十四年五月二十二日の上諭には、

「……派して西學總教習に丁韋良を充すに至る。孫家鼐の面奏により、豫め鼓勵するように請い、著しく賞して二品頂戴を給し、その非常な光榮を示した」^⑧

とあり、マーティンの前文と符合する。

以上京師大學堂の創設の經過について述べたが、つぎに京師大學堂設立の意圖について考察して行く。

京師大學堂の章程によれば、その第一章の一節、二節にその意圖が明らかにされている。すなわち

「京師大學堂は、各省の表率となるべきであり、萬國のよく仰ぐ所とならねばならないので、規模はまさに極めて宏遠であり、條理は極めて詳密でなければならない。……今京師にすでに大學堂を設けたのは、各省の學堂が皆、まさに大學堂の統轄に歸するためである。……」^②

とあり、京師大學堂が、各省の學堂を統轄し、萬國からよく仰がれるものとなることを意圖していることが知られる。

また、五月十五日の上諭によれば、

「……このたび大學堂を設立したのは、廣く人材を育て、時務の講求を考えての事であり……」^③

とあり、その意圖が人材の育成時務の講求にあることが伺われる。

以上、京師大學堂の意圖について考えたが、つぎに、設立年代について考察して行く。

設立年代は、五月十五日丁卯（新曆七月三日）の上諭によれば、

「現に當該の王大臣により、詳しく章程が擬され、歐米の學規を參考して綱目が立てられている。」^④

とあり、一八九八年であることが知られる。

設立場所は、光緒東華錄には、

「大學堂は京師に設立されて各省の表率となるべきである」^⑤

とあり、北京に設立されたことがわかる。

以上、京師大學堂の創設の經過、意圖、設立年代、設立場所などについて考察したが、以下次節においては、京師大學堂の機能について明らかにして行く。

二 京師大學堂の機能

まず、京師大學堂の授業内容について見て行く。京師大學堂章程第二章第二節によれば、

「西國の學校が讀む所の書は、普通學と専門學の二つに分けられている。普通學は、すべての學生が通習することになっている。専門學は、人毎に各々一門を占めている。今おおむね歐米、日本の學校學科目の種類によって中學を加えて表にして列すれば以下の如くである。

經學第一、理學第二、中外掌故學第三、諸子學第四、初級算學第五、初級格致學第六、初級政治學第七、初級地理學第八、文學第九、體操學第十、

以上は、皆普通學であり、讀むべき本は皆上海編集局が編纂した教科書によるべきである。毎日、課を按分して、何科の學生であれ、三年間のうちに必ず、教科書を全部卒業すべきであり、それができて始めて學業成績表を得ることが出来る。ただ、體操は、教科書の中に入っていない。

英國語言文字學第十一、佛國語言文字學第十二、露國語言文字學第十三、獨國語言文字學第十四、日本語言文字學第十五、

以上の語言文字學の五種類は、學生が人毎に自ら一種を認めて普通學と同時に學習し、その教科書はことごとくその國の原語の本で行う。

高等算學第十六、高等自然科學第十七、高等政治學（含法律學）第十八、高等地理學（含測量學）第十九、農學第二十、礦學第二十一、工學第二十二、商學第二十三、兵學第二十四、衛生學（含醫學）第二十五、

以上の十種の専門の學は、普通學卒業後學生毎に各々一門或いは二門を占め、すでに外國語を習った學生は、原語で各専門の本を讀み、まだ外國語を習っていない學生は、上海編集局が譯した各専門の本を讀まなければならない

い」^④

とあり、學科目が普通學と呼ばれている教養課程の科目が十と外國語が五、専門科目が十科目、開講され、學生が普通學を終って専門學に入る場合には、一つか二つの専門を選ぶことになっていたのがわかる。

ついで履習規定であるが、章程の第二章第三節から第六節に述べられているが、第三節には、

「學生で二十才以下の者は、必ず一ヶ國語を學習しなければならない。二十才以上の者で舌が回らなくなつて學習のできない者は、それを習うのを免ずることをゆるし、譯出された本を教科書とし、學問が成業するように奨め、外國語を兼せ學んでいる者と稍々區別する」^⑤

とあり、外國語を習得するのが原則であるが、二十才以上の場合、それが多少ゆるめられていたことが知られる。

第四節には、

「本學堂は、實事求是をもつて主と爲している。……以前の學堂から僅かにでも受け繼ぐ事はできないようであるが、定めた教科は必ず嚴密適切に行うので、よく効果を收められる。授業を受ける者は、毎日必ず六時間講堂に集まり、先生から授業を受け、四時に部屋に歸り自習をする。講堂の授業の六時間は、中國語の本と外國語の本を読むが、時間は、半々である。休日を除く以外は、毎日學習時間は、缺くことはできない。これを遵守しない者は、退學にあたる」^⑥

とあり、相當嚴重な授業が意圖され、缺席は許されなかったことが知られる。

第五節には、

「學生の學習の高下を判定する考査は歐米の例によつて、積分の法を用いる。毎日編集局の普通學の教科書を読ませ、よく一課を通つた者は、合格とする。教科書の外、毎日讀書の心得によつて讀書させ、ノートに抜き書きをさせ、その抜き書き帳を教師に提出せしめて、教師が詳閱する。數に分けてその成績の高下を記入する。外國語は暗

唱、默寫、解説で、成績を數字で記入する。毎月、その数の多少を總計し、順番にならべて揭示する^⑤とあり、考查の方法などが知られる。

第六節には、

「毎月、テストは一回行う。教養科目は十科目の中で科目ごとに一題を命ずる。上級の學生で専門の學問を學ぶ者は、専門の題を命じ、これを試験する。教師の関定により、上・下を分別する。ノートの抜き書きで高等に列せられた者は擇んで刊布し、同文館の算學、課藝の例のように天下に流布させ、手本とする」^⑥

とあり、考查の方法、優秀なノートの抜き書きの公表等が決められている。

つぎに附屬施設としては、章程第一章第六節には、

「……京師大學堂は、各省の表率であるので體制はもつとも崇闕にして一大圖書館を建設することを考えている。それは、中西の要籍を集中し、學問をする者の流覽に供し、天下の風氣を廣めようとするためである」^⑦

とあり、一大圖書館を建設しようとしていることが知られる。

また章程第一章第七節には、

「歐米の各種の學問は、多く試験をしてみて始めて能く發明をすることができ。だから儀器は學堂にとって必需の事であるので、各國の都會には、おおむね、皆博物館があり各種の有用な器物をその中に陳列して、研究者の手本として備えれば、事は半であつても功は倍する。今このような考えに従つて一博物院を設け、各種の天文算法、音聲、光學、化學、電氣學、農學、礦學、機器、製造、動植物學、各種の學問の應用的儀器を集め、みな院中にたくわえて實力で考求して行く助けとする」^⑧

とあり、博物館を作ろうとしていることが知られる。

またすでに、五月十五日の上諭で見たように、官書局と譯書局が附屬施設とされている^⑨。

さらに、京師大學堂章程第三章、學生入學例第八節には、

「……別に大學の中に小學堂を立て、師範生を使つて實驗すれば、實に一舉兩得の道を得る」^⑤

とあり、小學校が附屬施設として建てられることが知られる。

また、章程第八章、新章第四節には建築學堂の事が述べられている。^⑥

また、戊戌變法檔案史料の光緒二十四年七月二十四日の管理大學堂大臣孫家鼐片によれば、

「……別に醫學堂を設け、中西醫學を研究するが、大學堂の兼轄に歸す」^⑦

とあり、醫學堂も設立されようとしていることが知られる。

以上、附屬施設としては、圖書館、博物館、官書局、譯書局、小學堂、建築學堂、醫學堂が置かれ、また置かれようとしていたことが知られる。

つぎに經費等について見て行く。

五月十五日の上諭によれば、

「……必要とする所の仕事をして行く經費ならびに毎年必要とされる費用は、戸部において分別して工面して支給する」^⑧

とあり、必要な經費が戸部から支給されることが知られる。同様の記事は清史稿にも見られる。

さらに具體的な開設の費用や通年經常費については、總理衙門の上奏によれば、

「私共が大むね計算しますのに、京師大學堂を開設する時に必要とする費用が三十五萬兩であり、通年の經常費が十八萬兩餘であります」^⑨

と述べられている。さらに孫家鼐によれば、

「月に分けて戸部及び南北洋大臣が、それぞれ五千兩を戸部に送り届けて京師大學堂専用の費用にしていたきた

い^⑧

とあり、年額十八萬兩を見込んでいることが知られる。

章程第七章、經費によれば、さらにこれらの内容が具體的に計算されている。すなわち開設の費用については、その三節に、

「開設の經費については、學校を建て、圖書、儀器及び西洋人教習を招聘する旅費を主なものとしており、今それを大略以下に列す。學校建築費約十萬兩、圖書館建築費約二萬兩、儀器院建築費約二萬兩、中國書購入費約五萬兩、洋書購入費約四萬兩、和書購入費約一萬兩、儀器購入費約十萬兩、洋人教師旅費一萬兩。

右の開辦の豫算表は約三十五萬兩である^⑨」

とあり、開設の經費としては、學校、圖書館建設費、書籍、儀器購入費、外人教師旅費が主な費目であつたことが知られる。

ついで通年の經常費については、第二節に、

「中國の官制は、患に向い、俸給が少ないので、今やこれを實事求是にして、必ず俸給を多くし、有る俸給で自ら養ひ、然るのちに眞心をもつてまかせられた事に責任を持たすべきである。管學大臣の俸給が特別に出ていないので、それを除く外、各教官及び事務官の俸給を並べて表にすれば次の様である。

職名	人數	一人當りの 毎月の俸給	毎年合計銀
總教習	一	三〇〇兩	三六〇〇兩
専門學分教習西人	一〇	三〇〇兩	三六〇〇〇兩
溥通學分教習頭班	六	五〇兩	三六〇〇兩
溥通學分教習二班	八	三〇兩	三八八〇兩

西文分教習頭班西人	八	二〇〇兩	一九二〇〇兩
西文分教習二班	八	五〇兩	四八〇〇兩
總辦	一	一〇〇兩	一二〇〇兩
提調	八	五〇兩	四八〇〇兩
藏書樓提調	一	五〇兩	六〇〇兩
供事	三〇	四兩	一四四〇兩
膳錄	八	四兩	三八四兩

右の教官及びその他の事務官の俸給豫算表第一、毎年の支出總計八一六〇〇兩
 學生は六級に分け、級ごとに貰う手當に多少の差があるが列して表にすれば以下の如くである。

級數	人數	各人每月手當	毎年合計銀
第一級	三〇	二〇兩	七二〇〇兩
第二級	五〇	一六兩	九六〇〇兩
第三級	六〇	一〇兩	七二〇〇兩
第四級	一〇〇	八兩	九六〇〇兩
第五級	一〇〇	六兩	七二〇〇兩
第六級	一六〇	四兩	七六八〇兩
附設の小學・學堂學生	八〇	四兩	二四〇〇兩

右の學生の手當豫算表第二、毎年の支出總計五〇四八〇兩
 其餘の各項の雜用を列して表にすれば以下の如くである。

火食 五六〇人

各人毎月銀三兩

毎年約一六〇〇〇兩

華文教科書

各學生一人分約銀二兩

毎年約一〇〇〇〇兩

歐文教科書

各學生一人分約銀二兩

毎年約一〇〇〇〇兩

獎賞

毎月銀一〇〇〇兩

毎年約一二〇〇〇兩

ノート、墨汁、ペン等

毎年約二〇〇〇兩

僕役の賃金食事代 約一〇〇人

毎年約三六〇〇兩

豫備の枠外の雜用

毎年約五〇〇〇兩

右その餘の雜用豫算表第三、銀五六六〇〇兩、三表合計毎年支出銀一八八六八〇兩。

これは、毎年の經費を總計した數である^⑧」

とあり、教職員、學生、雜用に十八萬兩餘が支出されていることが知られる。

以上、京師大學堂の機能について考察したが、次節においては、その組織について言及して行きたい。

三 北京大學堂の組織

まず、教官、事務官等の構成であるが、章程第六章設官例によれば、

第一節 管大臣一員を設け、大學士、尙書侍郎をこれとなす。ほぼ管國子監事務大臣の職の如くである。

第二節 總教習（學長）^⑨一員を設け、資格にかかわらず特旨により選抜して官にすることはほぼ國子監祭酒、司業の職の如くである。

第三節 分教習（教授）を設け、中國人二十四人は總教習（學長）より奏上して裁可を仰ぐことは、ほぼ翰林院五經博士、國子監助教の職の如くであるが、外人で分教習となる者は官を論じない。

第四節 總辦（事務局長）一人を設け、小九卿及び各部院司員を充てる。

第五節 提調（課長）八人を設け、各部司員を充てる。一人は管支應、五人は分股稽學生功課、二人は管堂中雜務とする。

第六節 供事（事務官）十六人、謄錄（書記）八人を設く。

第七節 圖書館は提調一人、供事十人を設く。

第八節 博物館は、提調一人、供事四人を設く。

第九節 以上の各員は管學大臣を除くの外、皆、すべからく常に在駐し、學校にとどまるものとする。^④

とあり、管大臣以下謄錄に至るまで、各教官、事務官が置かれていたことが知られる。これに従って、孫家鼐は管學大臣に選任され、梁啓超は譯書局事務の辦理を命ぜられ、マーティンは總教習に任命されたのである。

さらに外人教官を含めたこの精しい員數については、章程第七章經費の第二節によれば、總教習一名、専門學分教習（西洋人）十名、專通學分教習頭班六名、普通學分教習二班八名、西文分教習頭班（西洋人）八名、西文分教習二班八名、總辦一、提調一名、藏書樓提調一名、供事三十名、謄錄八名、計教官四十一名うち、中國人二十二名、事務官四十一名の計八十二名が知られる。^⑤

ついで、教官の採用について、章程第五章聘用教習例を見て行く。

第一節 同文館や北洋學堂等は多く西洋人を總教習としているので、學校の授業内容は、すでに中國人ははびひろく西洋の學問に兼通する者もあるが、西洋人には中國の學問に兼通するものは必ずやいないであろう。前述の學堂において、中國の學問が、偏り枯れるのは免がれることができない。それは西洋人を校長とするからである。すなわち専ら西文については、英、佛、露、獨の諸文の並用は論ずるが、何國人を招聘するかを論ずることは無いので皆節制することができない。他種の語學の教習の専門諸學もまたそうである。故に中國人の研究者で中西を合わせ

て學んでゐる大學者をよく見て學長とすべきであり然る後に體制を崇め、實際の効果を收むべきである。

第二節 學生の成就と否とは、全く教習にならう。教習に人を得れば、綱目ついに擧ぐ。教習に人を得なければ、いたずらに巨額をついやして成效することはない。この擧はすでに維新の政の實事求是に屬しているのだから教習は、庶吉士や監祭酒等のむなしいきがかりよりも品學とも優れており、中外に通曉している者を採用した方がよい。すなわち、官階、年齢を論じないで人を得ることを主となし、或いは、總理衙門大臣の人材の保薦によつた方がよい。この職に任ずべき者は旨を請うて採用すべきである。

第三節 普通學の分教習十人は皆中國人であり、英文分教習十二人は英人、中國人それぞれ六人、日本分教習は二人、日本人、中國人それぞれ一名、露獨佛の分教習はそれぞれ一人であり、或いは本國人或いは中國人を用いるが、有る所に從つて定める。専門學十種の分教習各一人については皆歐米人を用いる。

第四節 使臣を用いるのは、公使館の書記官や隨員を採用する例によるものとする。分教習は皆總教習の採用により、意見の違いを免れ、手足となつて働く利益がある。西洋人で招聘するのが困難な時は、總教習を通して總辦が隨時總理衙門と各國の使臣と會合して、西洋の學校に依頼する。

第五節 現在開設する最初の學生は大抵、第一學年であるので、編譯局の編出した普通教科書によるべきである。卒業して専門を學ぶ者は最も早い者で二年以後であるので、現在専門の各學の教授は、教えるべき學生がないのと同じであるので、暫くは編譯書局の譯書の用に充てる。^③

とあり、主になるべく中國人で歐米の事に通じている人を教官として採用すべきであり、それは人物本位で官位を問わないこと、採用については、總教習が責任を持ち大學堂の運営がスムーズに行くようにしていることがわかる。

つぎに學生については、章程第三章、學生入學例によれば、

第一節 入學生は分けて二種類とする。第一項、諭旨に列する所の翰林院編檢、各部司員、大門侍衛、候補候選道府

州縣以上と大員の子弟、八旗世職や各省武職の子孫で入學して學習したいと願うものである。

第二項、各省の中學堂の學業を終え、卒業證明書があり、はかつて送られて來て北京で學習したいと願う者である。^④

とあり、大官の子弟と中學堂卒業者の二種類があつたことが知られる。

第二節では、

第二節 學生は二種類に分ける。各種の普通學を治め、すでに卒業した者は、頭班とする。現に普通學を治めている者は第二班とする。第一項、學生で試験を受けて入學した者は始めは、皆二班となし、しばらくしてあげる。第二項、學生ではかつて送られ大學に來た者はまず、學長による試験で、もし普通學を治めて卒業した者と同じなら頭班とする。もしまだ卒業していない者は、二班とし補足をまゝて上級にあげる。^⑤

とあり、學生は普通課程と専門課程の二つに分れていたことが知られる。

第三節では、諭旨の本旨は、誰でも入學を志願する者に入學を許可するのが建前であるが、悪い習慣におかされ教誨できない者や資質が劣下で成業のむずかしい者もいるので、入學志願者は名前を述べさせてまず附課生とし、一ヶ月以後總教習、提調等がその人の品資質をしらべ入學を許可するとおおよそ述べられている。^⑥

第四節には、學生の定員が出ており、しばらくは五百人を定員とし、第一項は三百人であり、第二項は二百人であり、それ以上は、しばらくは外課生として缺員が出來次第それを補うが、それまでは、學堂に住んだり、手當を支給されないとあらまし述べられている。^⑦

第五節では、同文館の例によって、五百人の學生を六級に分け、成績の優劣によって手當の額が定められている事が知られる。それを表にすれば次の通りである。^⑧

等次

額數

毎月手當

第一級	三十人	二十兩
第二級	五十人	十六兩
第三級	六十人	十兩
第四級	一百人	八兩
第五級	一百人	六兩
第六級	百六十人	四兩

第六節では、學生の昇級などは慎重にし、成績の優秀であつたものも學科の成績が落ちれば級を降し、優秀な者と代え、學則を犯した者で軽い者は、級を降し、重い者は退學させることが知られる。^⑤

第七節には、

「三級までの學生で高才な者を選んで師範生となし、専ら教授法を講求させ、將來分けて各省の學堂に行かせ教習の用に充てる」^⑥

とあり、成績の優秀な者を各省の學堂の教習にしようとしていたことが知られる。

第八節には、

「西洋の師範學校生の例では教授法を學科目とする。だから師範學校ごとに小學校が並設され、師範學校の學生が小學校の生徒を教えることを命ずる。諭旨を繹けば、大員の子弟、八旗世職等で來學してくる者は、まだ指導せず、明年に限り、十六才以下、十二才以上の者は、小學生とし、別に大學の中に小學校を立て、師範生を使って實驗すれば、實に一舉兩得の道を得る」^⑦

とあり、師範生を教生とすること、京師大學堂に小學校を併設しようとしていることが知られる。

以上、北京大學堂の組織、構成員としての教官、事務官、學生について述べたが、以下次節においては、京師大學堂の

意義について考察して行きたい。

四 京師大學堂の意義

京師大學堂は、中國最初の洋風總合大學であり、全國の學校を統率するものであり、世界からもよく仰がれねばならぬものであり、人材養成が意圖された。

京師大學堂は戊戌政變後も残され、義和團の時、一時中斷されたが、それ以後現在まで存續している。今、卒業生の進路を通して、その意義を明らかにして行きたい。

章程第四章、學成出身例によれば、第一節では、京師大學堂の出身者に、國家試験の道を閉ざしてしまえば、學業を終えても用いる所がないので、高才の人は大學に行きたがらなくなる。現在この盛舉を創めたのだから、つとめて從來の惡い點を直して學校を出たものを官吏に採用すべきである。現在の京師大學堂はすでに出來、各省も又これを繼續して行こうとしているので、科擧をかえて、大學堂の出身者の官吏になる道を造り、人才を勵まし、風氣を開くべきであるとおおよそ述べられている。^⑧

第二節では、

第二節 本年正月七日、上諭があり、各省學堂に、經濟科舉人、經濟科貢士の名稱がある。今各省に上は省會から下は府州縣に及ぶまで、一年内に學堂を設立し、府州縣は小學といい、省會ではこれを中學堂といい、京師は大學堂という。小學校を卒業し、卒業證明書を持っている者は舉人とし、大學に昇らせる。大學を卒業して卒業證明書のある者は、進士として引見して官を授く。すでに舉人を得ている者は、各處の學堂の教習の職に充てる。すでに進士を得ている者は、その専門で各々が長じている事で仕事を授け、新政をたすけさせる。これは採用することがいよいよ廣くなり、この制度の成就の益が多くなるためである。^⑨

とあり、學校卒業者特に大學堂出身者を進士としその就職を配慮していることが知られる。

第三節では、

第三節 京師大學堂にはすでに職を授けるべき人員が多くあり、卒業後これを如何に破格採用するかは、聖裁による。各省の中學堂生ですでに舉人の者は、その卒業後大學に入れる時進士となすべきであり、大學中ですでに職を授くべき者達と同じにして待たせる。⁵⁾

とあり、卒業者の就職の問題が考えられている。

第四節では、

第四節 大學堂中の卒業生で高才の者には、まず清貴の職を授け、歐米各國に數年遊學させ、經歷に役立たせ、遊學の大成を期し、歸ってからはすぐに採用して、時代の艱難をすくい、後進に勧めさせる。⁶⁾

とあり、成績の優秀な卒業生を海外に遊學させ、有用の人材となし、困難に當らせようとしたことが知られる。

第五節では、

第五節 かつて學生であり、すでに卒業して教官になっているものはこれを奨勵する。今考えて、京師大學堂の分教習から各省の總教習に及ぶ各教官で、眞心から教育し、その効果が著しく、その證明を持っている者は、皆三年に一度推薦して元來生監であった者には、賞して舉人を與え、元來舉人であった者には、賞して進士を與え引見して職を授く。元來職のある者は、異常の勞績の保舉の例に従って、心から善を誘う者を勧める。⁷⁾

とあり、卒業生で教習となっている者で眞剣に授業をし、その効果の著しい者を賞して一階級ずつあげることが知られる。

すなわち、以上の考察から國家が京師大學堂の卒業生を如何に重要視していたかがわかり、また國家有用の人材として彼らを重用し、國家の艱難を乗り切ろうとしていたことにその意義があったことが伺われる。

また戊戌變法の運動はほとんど戊戌政變によつて彈壓されたが、北京大學は彈壓されることなく義和團の時、一時中斷されただけで、その後は現在まで存續している。このことからその意義と重要性を伺うことができる。

おわりに

最後に、今までの各節の考察のまとめと今後の展望をして置く。

第一節においては、まず京師大學堂の創設の經過について考察した。大學堂は、在來の國子監の制度や書院、さらには、同文館を繼承發展させたものであることが知られ、直接的には、強學會の後身の官書局を擴充させたものであり、孫家鼐が管學大臣となり、W・A・P・マーティンが總教習となつたものであった。またその意圖は、章程によれば、各省を統轄し、世界からよく仰がれるものとなり、人材を養成するためであった。設立年代は、一八九八年であり、設立場所は北京であった。

第二節では、まず京師大學堂の授業内容について考察した。學科目としては、普通學と呼ばれる教養科目が十、外國語が五、専門科目が十、計二十五科目開講され、學生は、普通課程を終つてから専門課程に入るになつていた。履習規定としては、毎日十時間學習することになっており、考查の方法、讀書、ノートの抜き書きの提出などが決められている。附屬施設としては、圖書館、博物館、官書局、譯書局、小學堂、建築學堂、醫學堂等があった。

經費としては、開設費用が三十五萬兩計上されており、主に學校、圖書館建設費、書籍儀器購入費、外人教師旅費にあてられた。また年間の經常費としては、十八萬餘兩が計上され、教職員、學生、雜用にあてられた。

第三節では、まず、教官、事務官について考察した。教官、事務官等の構成については、教官四十一名（うち中國人二十名）事務官四十一名の計八十二名であったことが知られる。また教官に適當する者としては、なるべく中國人で歐米の事に通じている者で人物本位にし、官位を問わないことが述べられ、採用については、總教習が責任を持ち大學堂の運営

がスムーズに行くようにしている。ついで學生について考察した。入學生の主な種類については、大官の子弟と中學堂卒業生の二種類があったこと、入學してからは、普通課程と専門課程の二種類に分かれ、定員は五百名であり、成績順に六等級に分けそれにより、手當金に差をつけて支給し、成績の悪い者は級を降し、學則を犯した者については、軽い者は級を降し、重い者は退學させることになっていた。また優秀な學生は、各省の教習に採用し、學生は併設の小學校の教生をすることになっていた。

第四節では、大學堂出身者の進路を検討することによって、京師大學堂の意義を考察した。それによれば、國家は、京師大學堂の卒業者を官吏に任用する道を開き、進士とし、成績の優秀な者を海外に遊學させ、有用の人材となし、困難に當らせ、卒業生で教習になり、効果を上げている者は、一階級ずつ、格上げすることが知られ、以上から國家が京師大學堂の出身者に大きな期待を寄せ、國難を乗り切ろうとしていたことがうかがわれる。

最後にその後の展望であるが、實際に京師大學堂が開學されるのは一九〇六年（光緒三十二年）であり、一九〇二年（光緒二十八年）には新學制である「欽定學堂章程」が定められ、その中に「京師大學堂章程」が入れられた。ついで一九〇三年（光緒二十九年）「奏學堂章程」が公布され、學部に當る分科大學と大學院に當る通儒院が設置された。

一九一二年（民國元年）には大學制度が定められ、京師大學堂は、北京大學となり、大學豫科（三年）、分科大學（三年）、大學院に分けられた。なお分科には、文、理、法、商、醫、農、工の七學部がおかれた。

これ以後、北京大學は、五四運動の時、その運動の先頭に立ったことは周知の事實であり、中華人民共和國成立後、五十二年には大學の再編成が行われ、文化大革命の時には、校長陸平等が批判されるなど、時代の變遷の度ごとに、その有り方が注目されている。

註

- ① 多賀秋五郎『中國教育史』岩崎書店、一九五五年
- 小野川秀美『清末政治思想研究』東洋史研究會、一九六〇年、みすず書房、一九六九年
- 多賀秋五郎編『アジア近世教育史研究』文理書院、一九六六年
- 陳啓天『近代中國教育史』臺灣中華書局、一九六六年
- 齊藤秋男『中國現代教育史—中國革命的教育構造—』田畑書店、一九七三年
- 世界教育史研究會編『中國教育史（世界教育史大系4）』講談社、一九七五年
- 大久保英子『明清時代書院の研究』國書刊行會、一九七五年
- 中村哲夫「科擧體制の崩壞」（講座中國近現代史3 辛亥革命）所收、東大出版會、一九七八年
- 拙著『戊戌變法運動史研究』上、四國學院大學東洋史研究室、一九七八年
- 拙稿「中國の近代化とW・A・P・マーティン」キリスト教史學第三十二集、一九七八年
- ② 毛佩之編『變法自強奏議彙編』卷一〇、一〇頁、上海書局、一九〇一年。
- ③ 中國史學會主編『戊戌變法』(一)、三四頁、上海人民出版社、一九五七年。
- ④ 『變法自強奏議彙編』卷一〇、八頁。
- ⑤ 同前、九頁。
- ⑥ W. A. P. Martin, *The Awakening of China*, New York, 1906, p. 210.
- ⑦ 『戊戌變法』(一)、五一頁。
- ⑧ 『中國教育史（世界教育史大系4）』五二頁。
- ⑨ 林樂知編『中東戰紀本末』卷八、四六—四八頁、上海廣學會、一九九六年
- ⑩ 『戊戌變法』(四)、三八七頁 拙著、八四頁。
- ⑪ 「請推廣學校摺」光緒二十二年五月初二日 李端棻（『戊戌變法』(一)、二九三頁）。
- ⑫ 「總理衙門議覆李端棻請廣學校摺」（『光緒乙未後奏議輯覽』卷三、光緒二十二年七月十三日）。
- ⑬ 『戊戌變法』(一)、四二五頁。
- ⑭ 同前、四二六—四二八頁。
- ⑮ 同前、一七頁。
- ⑯ 同前、二六頁。
- ⑰ 同前、二八頁。
- ⑱ 同前、二九頁朱壽朋編『光緒朝東華錄』(四)、光緒二十四年、九二頁、中華書局、一九五八年。
- ⑲ 『戊戌變法』(一)、四一一頁。
- ⑳ W. A. P. Martin, op. cit., 210.
- ㉑ 『戊戌變法』(一)、五一頁。
- ㉒ 『戊戌變法』(四)、四八六—四八七頁。
- ㉓ 『戊戌變法』(一)、二八頁。
- ㉔ 同前。
- ㉕ 『光緒東華錄』(四)、光緒二十四年、九三頁。
- ㉖ 『戊戌變法』(四)、四八九—四九〇頁。
- ㉗ 同前、四九〇頁。

- 26 同前。
 27 同前。
 28 同前、四九〇—四九二頁。
 29 同前、四八八頁。
 30 同前。
 31 『戊戌變法』(一)、二八頁。
 32 『變法自強奏議彙編』卷一〇、九頁。
 33 同前、一一頁。
 34 國家檔案局明清檔案館編『戊戌變法檔案史料』二八六頁、中華書局、一九五八年。
 35 『戊戌變法』(一)、二八頁、趙爾巽他『清史稿』三三八頁、上海聯合書局、一九四二年。
 36 『戊戌變法』(一)、四二一頁。
 37 同前、四二九頁。
 38 『變法自強奏議彙編』卷一〇、一二頁。
 39 同前、一〇頁。
 40 同前、一〇—一一頁。
 41 これ以後(一)内の官職は筆者の私譯である。
 42 『變法自強奏議彙編』卷一〇、一〇頁。
 43 同前、九—一〇頁。
 44 同前、八頁。
 45 同前。
 46 同前。

- 47 同前。
 48 同前。
 49 同前。
 50 同前。
 51 同前。
 52 同前、八一—九頁。
 53 同前、九頁。
 54 同前。
 55 同前。
 56 同前。
 57 同前。
 58 『中國教育史(世界教育史大系4)』五二頁。
 59 『中國教育史』一二六頁。
 60 同前、一二八頁。
 61 『中國教育史(世界教育史大系4)』五二頁、阿部宗光「北京大學」(『アジア歴史事典8』二二八頁所收、平凡社、一九六八年)。

附記 本小論は、一九七八年七月九日の香川歴史學會における講演「近代中國における改革運動の展開―特に北京大學の開設をめぐって―」の一部に加筆したものである。

The Reform Movement and the National University 京師大學堂

Fukazawa Hide'o

The National University was the successor of the Imperial University, the Academies, and the Institute of Languages, and directly incorporated the official Library of the Peking Society for Education. Sun Chia-nai 孫家鼐 was appointed President and W. A. P. Martin Director of Studies. Its purpose, according to the Statutes, was to direct Universities in each province, achieve world-wide respect and produce men of ability. It was founded in 1898 in Peking, but actual instruction did not begin until 1906.

The actual course of instruction comprised thirty subjects, of which ten were called "ordinary subjects," five were foreign languages, and fifteen were "special subjects." Students progressed to the special subjects after completing the ordinary curriculum. Instruction went on ten hours daily, with provision made for examinations. Auxiliary facilities included a Library, a Museum, and associated elementary schools.

The budget included 350,000 taels for construction, funds for additional building, and 1800,000 taels yearly for operation, including salaries for instructors and scholarships for students.

The staff comprised 41 professors, of whom 22 were Chinese, and 41 administrators, total 82. Professors were to be selected for their knowledge of American and European affairs, this being the responsibility of the Director.

Entering students were divided into two classes: Sons of high officials, and graduates of middle schools. The total enrollment was set at 500, divided into six levels on the basis of academic achievement.

The purpose of the National University was to develop men to cope with national emergencies, men of whom much was expected. Thus, the avenues of official life were open to its graduates, of whom the best were sent abroad for study.